

横浜市と塩野義製薬株式会社が 「子どもの未来支援」に係る事業連携に関する協定を締結

本日、横浜市と塩野義製薬(株)は、障害児やその保護者・家族に対する支援の充実や障害への理解促進を通じて、次世代を担う子どもの育ちを支え、「子どもの未来支援」に取り組むため、事業連携協定を締結しました。

1 経緯

- 横浜市は、増加傾向にある発達障害をはじめとする障害児の支援体制の拡充及びサービスの充実に取り組んでいます。
- 特に、近年ニーズが高まり利用者数が増加している児童福祉法に基づく障害児通所支援事業については、提供されるサービスの質の維持・向上が課題となっており、さらに障害児本人の支援に加えてその保護者・家族への支援や障害に対する理解促進・啓発など取組の拡充も必要となっています。
- このたび、発達障害に関する支援体制の整備や理解促進に取り組み、横浜市とも支援者を対象とした研修を共催してきた塩野義製薬(株)から、発達障害のある子どもとその家族にとってより良い支援を推進するため、横浜市との連携拡大を提案していただきました。
- 横浜市としても、障害児支援のさらなる充実に取り組むため、事業連携協定を締結する運びとなりました。

2 主な協定内容

- (1) 発達障害児と家族への支援 に関すること
- (2) 発達障害の理解促進 に関すること
- (3) 子どもの健康支援 に関すること

3 具体的な取組内容

○障害児への支援の質向上

障害児通所支援事業所に対する障害児支援に必要な知識・技術に関する研修の実施や支援に活用できるツールの提供により、事業所のサービスの質の維持・向上や支援者の人材育成を行うことで、障害のある子どもへの質の高い支援の提供に取り組めます。

○保護者・家族支援技術の向上

障害児通所支援事業所に対する保護者・家族支援に関する研修を企画・実施する事で、保護者・家族に対する支援技術を向上させ、支援の充実に取り組めます。

○障害に対する理解促進

4月2日から8日に定められている「発達障害啓発週間」などの機会をとらえ、市民に向けた講演・イベント等を企画・開催する事で、障害に対する理解促進や啓発に取り組めます。

○感染症対策の支援

事業所に向けて新型コロナウイルス等の感染症に関する知識や対応に関する研修等を企画・開催し、感染症対策の支援に取り組めます。

【参考】塩野義製薬株式会社 概要

会 社 名	塩野義製薬株式会社
本 社 所 在 地	大阪府大阪市中央区道修町3丁目1番8号
代 表 者	代表取締役社長 手代木 功
設 立	1919（大正8）年6月5日
資 本 金	212億7,974万2,717円
事 業 内 容	医薬品、臨床検査薬・機器の研究、開発、製造、販売など
主なグループ会社	国内11社、海外7社

お問合せ先

こども青少年局障害児福祉保健課長 及川 修 Tel 045-671-4277

横浜市と塩野義製薬株式会社との「子どもの未来支援」に係る
事業連携に関する協定書

横浜市（以下「甲」という。）と塩野義製薬株式会社（以下「乙」という。）は、相互に協力し、「子どもの未来支援」に関する取組みを通じて、障害児に対する支援の充実や障害の理解促進に資するため、次のとおり事業連携協定を締結する。

（連携事項）

第1条 甲及び乙は、前文に定める目的を達成するため、次の各号に定める事項（以下「連携事項」という。）を協力して実施するものとする。なお、実施時期、実施方法その他具体的な内容については、甲乙協議して別途定めるものとする。

- （1）発達障害児と家族への支援に関する取組
- （2）発達障害の理解促進に関する取組
- （3）子どもの健康支援に関する取組
- （4）その他、障害児への支援及び本協定の目的に資すること

（協定の有効期間）

第2条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲及び乙のいずれから別段の意思表示がない限り、更に1年間本協定を更新するものとし、その後も同様とする。

（協定の解除）

第3条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めることはできない。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、変更を行うものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に関して疑義あるいは課題が生じた場合は、甲乙協議の上、対応するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年2月25日

甲 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市
横浜市長 山中 竹春

乙 大阪府大阪市中央区道修町3丁目1番8号
塩野義製薬株式会社
代表取締役社長 手代木 功